

はばたき21

通信

2008.3
No.15

Domestic Violence Domestic Violence Domestic Violence

特集

配偶者暴力防止法（DV防止法） が改正されました

知って
得する

女性のチャレンジ支援お役立ちサイト

もっと
知りたい

改正男女雇用機会均等法

「はばたき21」は台東区立男女平等推進
プラザの愛称です。ホームページで最新の
講座や図書情報などがご覧いただけます。
<http://www.taitocity.net/habataki21/>

はばたき 21

検索

クリック!

配偶者暴力防止法(DV防止法)が

改正されました

DVを知っていますか？

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者や恋人などの親密なパートナーからの身体的・精神的な暴力のことを言います。

このような親密な関係の間で起こる暴力は、家庭内の個人的な問題として片付けられがちですが、大きな犯罪に発展することもある重大な問題です。

また、その被害者は多くの場合、女性ですが、その救済は必ずしも十分に行われてきませんでした。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

DV防止法の制定

このような状況を改善するために、平成13年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定されました。

この法律により、ようやくDVは犯罪となる行為をも含む人権侵害であると位置付けられ、各都道府県に「配偶者暴力相談支援センター」の機能整備、暴力を振るう配偶者から被害者を保護する「保護命令」と一時保護の制度が設けられました。

平成16年の改正では、離婚した元配偶者から暴力を受けた人や、被害者の子どもも保護命令の対象となり、身体的暴力だけでなく、暴言や無視などの精神的暴力もDVとするなどの改善が図られました。

今回の改正により、保護命令がさらに拡充されるなど、被害者保護の前進が図られています(下表「改正の主なポイント」)。

改正の主なポイント

1. 保護命令制度の拡充

- ① 身体的暴力だけでなく、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。
- ② 裁判所は被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになります。

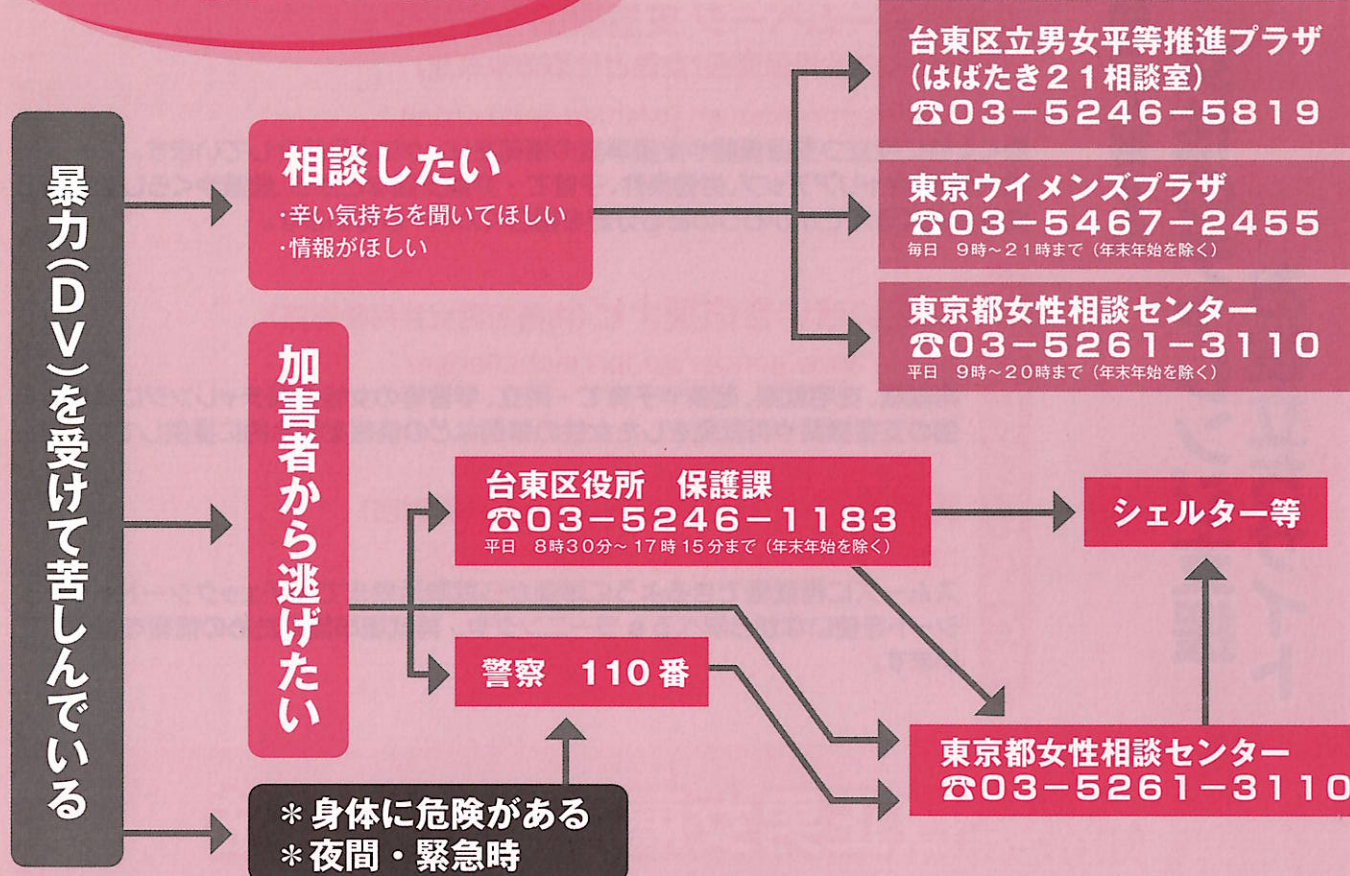
- 1 面会の要求
- 2 行動の監視に関する事項を告げること等
- 3 著しく粗野・乱暴な言動
- 4 無言電話・連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)
- 5 夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)
- 6 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- 7 名誉を害する事項を告げること等
- 8 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

- ③ 被害者本人や子どもに加えて、親族等も接近禁止命令の対象となります。

2. 市町村基本計画の努力義務 3. 配偶者暴力相談支援センターに関する改正 4. 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

詳しくは内閣府「配偶者からの暴力被害者支援情報サイト」(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>) をご覧下さい。

一人で悩まず相談を



図書紹介

デートDVとは、高校生や大学生の間で起きている交際の相手から受ける暴力のことをさします。DVは、年齢を問わず、親密な関係にある者間で起きている問題です。このようなデートDVの問題について考えるきっかけとなる本を3冊ご紹介いたします。

デートレイプってなに？

アンドレア パロット著 大月書店発行



「世界中のあらゆる場所で思春期の若者が、被害者として、あるいは加害者として、セクハラや性的暴力に巻き込まれている」という著者。アメリカと日本という国の違いを超えて「知り合いからのレイプ」の問題を考える、主に当事者の若者に向けた本。

デートDVを知っていますか

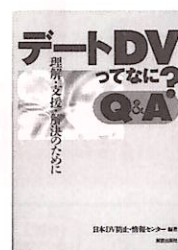
NPO法人 DV防止ながさき編



大学・高校で、デートDVの授業を行ってきたグループ「DV防止ながさき」の実践をもとにつくられたブックレット。「授業を聞いてこれは自分のことだと思った」、「いくら好きな相手でもイヤなことはイヤと言っているのだからわかりました」といった若者たちの生の声を知ることができる貴重な本。

デートDVってなに？Q&A

日本DV防止・情報センター編著 解放出版社発行



Q&A方式で、デートDVについてわかりやすい解説してくれる一般向けの本。日本での実態や、デートDVが問題となってきた背景、またデートDVにあったときの対応や、友人や親、また学校の教師や職員、相談者の立場からの支援のあり方が書かれています。

紹介した本は、はばたき21図書コーナーで貸出しています。

こころと生きかたなんでも相談

火・土 10時～16時
水・木 17時～21時

電話相談 面接相談 どちらも可

火・土は無料保育が利用可

生き方、人間関係、DVなどの相談に女性の心理カウンセラーが応じます。(男性は電話相談のみ)

女性弁護士による法律相談

第2水曜日 13時～16時
第3木曜日 10時～13時
第4火曜日 16時～19時

～ 面接相談のみ ～

離婚や親権、相続などの法律相談に女性の弁護士が応じます。(対象は女性のみ)

台東区立男女平等推進プラザ はばたき21相談室

1回50分 無料です
お電話でご予約ください

予約専用電話

03-5246-5819

「はばたき21通信」についてのご意見・感想を、ファックス、はがき、Eメール、はばたき21にある意見箱等までお寄せください。お待ちしております。



働く女性を応援する公共機関のサイトを紹介します

知って得する 女性のチャレンジ支援 お役立ちサイト

未来館ホームページ 支援機関・支援情報案内
(財団法人女性労働協会)女性と仕事の未来館

<http://www.miraikan.go.jp/shien/index.html>
働く女性に役立つ支援機関や支援事業の情報をリンクにより紹介しています。
求人情報、キャリアアップ、労働条件、子育て・介護支援などから、健康やくらし全般まで
女性が働くうえでかわりのある分野を幅広くカバーしています。

再チャレンジしたいとき

女性いきいき応援ナビ(内閣府男女共同参画局)
<http://www.gender.go.jp/re-challenge/>

再就職、在宅就業、起業や子育て・両立、学習等の女性の再チャレンジに関する全
国の支援機関や再就職をした女性の事例などの情報を総合的に提供しています。

再就職サポートサイト(21世紀職業財団)
<http://www.saisyuusyokusupport.jp/>

スムーズに再就職できるように準備から就職活動までをチェックシートやワーク
シートを使いながら学べるeラーニングや、再就職準備のための情報を提供して
います。

もっと知りたい 改正男女雇用機会均等法

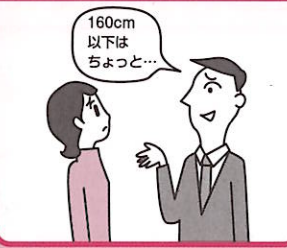
主な改正点

女性も男性も誰もが働きやすい職場とするための改正男女雇用機会均等法が
平成19年4月からスタートしています!

女性に対する差別の禁止が、男
女双方に対する差別の禁止に
拡大されました。



間接差別が禁止されました。



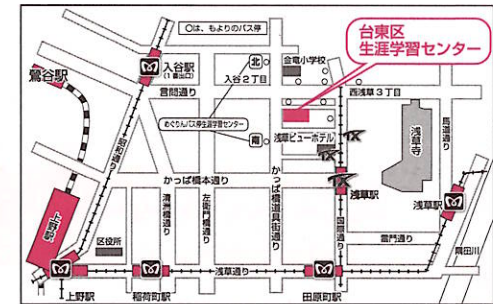
妊娠・出産等を理由とする解
雇の禁止に加え、不利益取扱い
を禁止することとなりました。



セクシュアルハラスメントにつ
いて必要な措置を講ずること
が、事業主の義務となりました。



詳しくは厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/>)をご覧ください。



「はばたき21」台東区立男女平等推進プラザ

編集・発行 台東区総務部人権・協働課 男女平等推進プラザ
〒111-8621 東京都台東区西浅草 3-25-16 生涯学習センター4階
TEL 03-5246-5816 FAX 03-5246-5814
開館時間 午前9時～午後10時
休館日 第1、第3、第5月曜日(祝日にあたる場合は翌日)・年末年始
E-mail habataki21@taitocity.net
URL <http://www.taitocity.net/habataki21/>

交通機関 ●JR山手線・京浜東北線「鶯谷駅」南口 徒歩約15分 ●つくばエクスプレス「浅草駅」A2出口 徒歩約5分
●地下鉄 日比谷線「入谷駅」1番出口 徒歩約8分
銀座線「田原町」徒歩約12分
●めぐりん「生涯学習センター南」・「生涯学習センター北」共に徒歩約3分

